

貞丈雜記

四

73
6822
4



門 73
號 6822
卷 4



貞丈雜記卷之四

役名之部目錄

- 一 三職之事
- 一 四職之事
- 一 御供衆
- 一 御所奉行
- 一 評定衆
- 一 奉公方
- 一 申次
- 一 管領之事
- 一 御相伴衆
- 一 政所
- 一 所司代
- 一 奉行衆
- 一 走衆
- 一 五ヶ番

雜記

目一



昭和41年12月20日寄
原安三郎

一番方

一節朔衆

一標題

一在國衆

一國人之事

一侍所別當

一小侍所別當

一房

一中間

一小者

一中間苗氏不名衆

一古之中間小者

一雜色

一かせとの

一長仕

一御所侍

一同朋

一御未男

一恪勤

一被管

一武家十一位之事

一御部屋衆

一調度掛 四ヶ条

一使節

一蔭涼軒

一布衣之役

一太刀をもとの役 二ヶ条

一侍法師

一弓袋指 二ヶ条

一草履取

一公人朝夕人

一服上げ

一隨身

一如木退紅

一駕輿丁

一押領使

一倉法師

一代官

一仕丁

一舎人之事

- 一前駢
- 一放免 三ヶ番
- 一力者
- 一公方之御小者
- 一馬廻侍
- 一馬部吉祥
- 一鞭差
- 一隨兵
- 一國司守護領家地頭
- 一念人
- 一雜掌
- 一御あう頭
- 一足輕
- 一房の比くひ髪
- 一乗替
- 一旗差
- 一御鎧着
- 一孔子之役 ニヶ条
- 一從者
- 一右筆

- 一兄部
- 一御小袖御番衆
- 一三國司
- 一廳御坊
- 一家司役
- 一油持
- 一公方人公方者
- 一之方右筆
- 一印出奉行
- 一近習之車
- 一仕丁
- 一奈良之御供衆
- 一國分奉行
- 一半守護
- 一引付方奉行
- 一出車衆
- 一御はくひ方右筆
- 一唐物奉行
- 一御さしめ事
- 一觸口之車

一 執事代

一 高家之事

一 年壽家老宿老雜掌何誰代

官位之部目錄

一 官職之事

一 補任之事

一 權官之事

一 前官之事

一 昇進之事

一 叙留之事

一 位之事

一 叙爵之事

一 兼官之事

一 散位之事

一 越階之事

一 相當と云事

一 贈位贈官

一 品位之事

一 叙位之事

一 上卿之事

一 長橋局

一 口宣之事

一 綸旨之事

一 宣余

院

一 女御

一 職掌

一 除目之事

一 節會

一 內辦外辦

一 振政關白之事

一 宣旨之事

一 位記

一 准后

一 東宮

一 公卿

- 一 殿上人
- 一 堂上と云事
- 一 將軍宣下
- 一 兵杖宣下
- 一 文官武官
- 一 踐祚
- 一 國母
- 一 院之御事
- 一 東宮之御事
- 一 官金之事

- 一 昇殿
- 一 遷任
- 一 禁色宣下禁色之事
- 一 隨身
- 一 御即位
- 一 大嘗會
- 一 天子之御事付尊称品
- 一 摄家之事
- 一 位階之事
- 一 受領之事

- 一 誓之字之事
- 一 正之字之事
- 一 四分官之事
- 一 官位唐名
- 一 源氏長者
- 一 四品之事
- 一 如木
- 一 公家之事
- 一 侍讀
- 一 官位故實之書

雜記

- 一 太輔少輔之事
- 一 太夫之事
- 一 判官
- 一 太閤
- 一 淳和院特學院別當
- 一 宰相之事
- 一 退紅
- 一 位署書之事
- 一 一人のよき之事
- 一 韃負之事

目五

一 廷尉佐

一 傳奏

一 柳管

一 坊官

一 外記

一 警蹕之車

一 みるくしと云車

一 職車

一 南殿之車

一 三公九卿

一 女官

一 幕下

一 大樹

一 侍法師

一 官幣

一 文位勲位

一 内侍宣のよみ

一 陣之座

一 町人之官位

一 月卿雲客

一 上達部

一 内々云車

一 天子之御車

一 新嘗會

一 職車散車

一 無官之太夫

一 受禪

一 公事

一 内親王

一 入道親王

一 百鋪

一 朝の字みかどくすむ事

一 天子の御嫡子之事

一 非參議

一 陰陽家

一 讓位

一 遜位

一 謄王

一 法親王

一 無品親王

- 一 門院之事
- 一 御宇
- 一 被接官
- 一 令外之官
- 一 立后
- 一 國司
- 一 内位外位
- 一 太守ト云
- 一 北面始
- 一 木鳥

- 一 重祚
- 一 被官
- 一 流外官
- 一 立坊
- 一 出居侍從
- 一 八女
- 一 國子
- 一 布衣始
- 一 殿下
- 一 番長

- 一 番頭
- 一 假御隨身
- 一 兼宣旨
- 一 執柄乃事

- 一 下鴈の御隨身
- 一 衛府之侍
- 一 拜賀奏慶慶賀
- 一 武家を清花ニ準ス事

以上

洞院家記後保中
院執權後小琴大
御言家頭朝吉田
中御言家後俊吉
年中御言大名口所
成記云始ハ執事
職ト云貞治比ヨ
リ會領ハ始リシ
也

當職とも也或説よ云足利尾張守高経入道道朝も義
詮公も作高経天下此事を管領せしめて多ぶとあり
より管領の号ハ起りたりによるは義満の御代
不細川頼之管領職ありあり高経入道の子斯波右共衛
佐義将を管領よりぬきより斯波の家代武衛と云武衛
とハ兵衛の唐名也代々右共衛佐に任じたり故也畠山尾
張も義深の子右衛門佐基國管領ともあり畠山細川斯
波の三家を三管領とも三職とも云

一四職ともハ山名一色細川讃州畠山修理大夫を云又四殿
衆とも云書札禮多きと云えたり貞衡云山名一色京極

山名一色京極
衆とも云書札
禮多きと云え
たり貞衡云山
名一色京極

赤松を曰職ともたり時代より遠あるは侍所の
別業を勤む也

一御相伴シヨカバシ衆ともハ大名其内よりキリヤウ度量をエラ携ひ御相伴シヨカバシ何侯
せしむ也公方極諸大名之御成の時御相伴シヨカバシも美しき
也殿中より其御相伴シヨカバシハあらず

建武元年秋十
月

一御供衆ともハ建武元年春も氏公謙倉より御上洛の時御
供侍りたる人々也伊勢守家も御供衆の第一也是れ人々其
子孫を後ともありも御供衆とも名付て公方極の御前近く
あり御供の御朝暮御膳の御守仕キウジは外御をを近く御
用たりけ給る也今御小姓衆とも人々の勤むの御

奉公方右の筆方と云事萬枝書券と云事各奉會
中ニテハ奉公方と云詞不申也云方ハ御供儀外振筆方迄
倣也奉公方右の筆方と云御供儀外振筆方迄
ハ別儀也又云方と云事方迄を指し也一説在云
一御走衆と云ハ御成の時御道筋又ハ御能成の時ハ根藉人
を打擲しつゝめらるる役也云云ハ御供儀外振筆方
のさへも人をももて太刀をさへはしきをもて一秩鞭を指す
御供せしむる也云云云ののハ刀劔の部ニ記ス
一申次と云ハ奏者の事也古ハ公方様のをト次と云私のをハ
奏者と云今ハ公私を奏者と云

海人傳云近日奉行頭人等内ノ
云次ヲ稱奏者ハ傍若無人ノ事也云

番頭ト云ハ五ヶ巻
ノ事ト云ハ五ヶ巻
の一組ト云ハ五ヶ巻
の頭を五人定め
おろしたる人を
さして番頭ト云
也云云云ハ方
給儀ト云番頭
第一巻の頭ニ巻
の頭三巻の頭ハ
番の頭五巻の頭
ト云事あり
兼中日記ニ五ヶ
巻の事を記す
奉公方と記す
也

ノ字ハ限天子言事也然則関白以下諸寮ニ物ヲ申者申次ト
稱ヘシ如此事當世以ノ外乱吹也惟然順時世可得其意也

一五ヶ巻と云ハ殿中ハ番を勤む人々を五巻と云けり五ヶ巻
云也年中恒例記云朔日より六日まで一巻元在番家至
七日より十二日迄ハ二巻十三日より十八日迄ハ三巻十九日より廿
四日迄ハ四巻廿五日より晦日までハ五巻所勤ル也又正月
三日惣番所御禮出仕の条云惣番所兼ハ次方事一巻
リ始り五巻迄番次方御目々也又物以祝儀御太刀あり
兼ハ時ハ菊番より始り御太刀を上之也假令晦日あり
御太刀兼ハ先五巻所次一巻次二巻次三巻次四巻所
如はありし自余以て云云萬枝書券云云五ヶ巻御

通り事其番ニテ孟^カなり事ハ然ト愛^カ頭先^カ後^カ修
あり大方家ノ次方^カなり事也

一 番方と云ハ右^カ左^カニテ番ノ事也 又改^カ衆^カ氏^カ云

一 節^カ朔^カ衆^カと云ハ右^カの五^カ番^カノ事也 殿中^カノ次^カノ記^カニテ云^カ

節ハ五^カ節^カ供^カ也 朔ハ朔日也 番方^カノ節^カハ常^カニ公^カ方^カ極^カハ目^カ見^カ

カ一^カ年^カ始^カ五^カ節^カ供^カ朔日十五日計^カ以^カ目^カヨ^カル^カ故^カ節^カ朔^カ辰^カ云^カ

也 室^カ町^カ殿^カノ代^カ節^カ朔^カ
辰^カノイ^カハ^カあり^カ也

一 探^カ題^カと云ハ九州^カあり九州^カ惣^カ兵^カヲ奉^カ行^カスル^カ人也 許^カ注^カ云^カ

此人^カヲ付^カテ^カ出^カ也 探^カ題^カノ人^カも國^カ持^カ也

一 在^カ國^カ衆^カと云ハ京都^カへ勤^カ事^カノ事^カあり常^カニ國^カ信^カ居^カ也

大名ノ事也

一 國人^カと云ヒ在^カ國^カ衆^カノ事也 書^カレ^カ条^カニ云^カ宗^カ刑^カ部^カヲ痛^カ必^カキ^カ後^カ

津^カ嶋^カ國人^カ也 此^カ類^カナリ

一 侍^カ所^カ別^カ當^カハ侍^カノ頭^カ也 勤^カ役^カあり侍^カト云ヒ侍^カノ祇^カ儀^カナリ

侍^カ所^カ別^カ當^カと云ハ貞^カ衡^カ云^カ小^カ侍^カハ侍^カノ下^カノ侍^カ也 小^カ使^カハ

一 侍^カ所^カ別^カ當^カと云ハ貞^カ衡^カ云^カ小^カ侍^カハ侍^カノ下^カノ侍^カ也 小^カ使^カハ

侍^カ所^カ別^カ當^カと云ハ貞^カ衡^カ云^カ小^カ侍^カハ侍^カノ下^カノ侍^カ也 小^カ使^カハ

侍^カ所^カ別^カ當^カと云ハ貞^カ衡^カ云^カ小^カ侍^カハ侍^カノ下^カノ侍^カ也 小^カ使^カハ

侍^カ所^カ別^カ當^カと云ハ貞^カ衡^カ云^カ小^カ侍^カハ侍^カノ下^カノ侍^カ也 小^カ使^カハ

候^カノ御^カ殿^カナリ^カ中^カノ役^カ人^カヲ小^カ侍^カ所^カト云^カ

東鑑ニ建仁六年
定待所司五人北
条兼時為別當山
城大天到官行村
一雨左衛門義村
江州官能範伊賀
又即女衛尉名家
太平記卷二三
太師記卷二三
水次ノ妻を云
東鑑卷廿四景久
元年七月廿八日
辛酉晴有寇侍等
定於前代者可然
筆皆雖著到于西
侍當時亦内不及
手廣之間無侍仍

長享元年九月十一日江州府陣着
到次云云御兼仕
御原坊香洞坊常
丸坊又餘り面
也何ぞ別髪ノ若
也此れノ系ニ通
照寺ノ兼仕法師
トアリ抄物ニ云
兼仕ハ寺中ノフ
レ流シ法事ナト
ノ雜役ヲスル者
也
武家ノ兼仕モ別
髪也

古事淡茶五云孝
謙天皇建立西大
寺ノ時中畧今引
奉同朋廿餘人生
大且ノ更ヲ云也
此同朋ハ同シ朋
友ト云事ニテ後
世ノ別髪ノ奴僕
ノ事ニハアラス
文字ハ同シクシ
テ其物ハ同シカ
ラス

一 御兼仕シヤウジ云ハ其ノ者也シ正月五日朔朝日十五日あどと外
御親式の時殿中御座敷の事此出松尾風此立糺越御
座敷の云はれらるるを守る役也道照愚草云以兼仕ハ今に
在り伏見殿石見ノ者以兼仕の子孫也云源平盛衰記卷
六祇園女云
是ハ當社ノ兼仕法師ニテ侍ルカ御幸ナラセタマフノ由
兼リハ同社頭ニ御燈進セントテ奉ルナリ
一 兼仕ハ別髪ノ者也兼仕法師とも云也海人藻茶云兼仕
法師ノ事仙洞執柄家以下被召仕至宿老皆叙法橋法
眼御室門跡不詳僧侶隆然觀音院等皆預僧綱上令着
座云他門兼仕連綿叙僧綱歟
御所侍ユレヨカハラヒ云々御兼仕ユレヨカハラヒ似々者あり一系ノ圖書也

一 殿レユテンをハ御所侍ユレヨカハラヒと御兼仕ユレヨカハラヒと悉皆調レツカイハ挽飯ワケハレの時乃以事の
出極あとの口傳お供の人あはる絶タエハ軍中見とヤキテ
所侍の一人御りしがびらと被レハ云
源平盛衰記卷廿六云法住
寺殿ノ御所侍東ノ釣殿ニ
人ヲ集メテ
酒呑ケル
同朋ドウホウ云ハ別髪テイハツツの者少く殿中ミヤナカにて諸侍シヨウシはばハ在雜役の
者也茶のゆをのつらさるるを茶同朋チドウホウともあり或説レこ鹿
苑院カエン義満ヨシミツ公十歳トウジウの父チチはあはれあり母細川頼之ヨリユキシロジ執事
成て義満公を養育ヤウイクする比頼之ヨシタカのそとひまは法師ホウシの
をあるは其体の衣服をあるをせし倭坊ヤイバウと名づけ又童坊
とも名づけ何れも何阿弥ナニアマと名のりあるのころは事をさ

調度殿内各々
書々各々合々
勇我物持連合
多振の持持
左右ノ帯刀二行
はあふひりり
であふひりり
であふひりり
いふひりり
東鑑廿三云建保
六年將軍實朝任
大将為拜服參禰
岡隨兵江ノ河官
能範布衣華緒ノ
細尾朝太刀即持
三人雜色四人調
度ノ役ニ候ズト
入

調度殿一人号胡籙及とあり東鑑にも調度殿の
子名えり東鑑卷二十三右大将頼朝の作子あり二十の等ヤをいひ
人の歌を討てり人む若くあふハ調度殿人子叶ふ
はすも常子のうまひふりて此役子候世人奉當時お
いて最勇士の面目モツトの候へり由東鑑にもえり後世
て牙矢を立ゑる道具を調度殿と名付る物あり此事ハ武具
の部ニ記え又調度殿と書てりげりけとよむありは
はまわりの部ニ記す

一調度殿の役人調度のうけ候別力候ありエヒラ服をいひてを
左に持也る上ハ手ヤを馬ノ耳ニツのるあり

太平記四十中
以合ノ条に
依前ノ節左衛門
尉高久フタエカ
リキヌニテ歩調
度ノ役ニ候ズト
アリ

常時付る上、手ヤ持ハ同、歩行の時、手ヤの外竹を左の肩
にあへり籠員持武具ノ部合持也ハ装束ハハこれ素襖袴衣付の定也。

一調度殿の役人將軍家のハ具ハの東鑑太平記
等にもえり又將軍ありぬ人もあり具する也義教公
え服記ハ執權左衛門佐義淳調度掛一人召具を重く
り号胡籙ヤナウラヒト候とあり又東鑑にも宇都宮左衛門尉以下六
人調度殿の具ハの由えりハ調度殿の役も一人
一人ハ都合六人あり又義教公ハ服記ハ侍所赤松仁
徳も義雅ヨシツカが即従ラウレカの行務イデタチを記して僕オウハ紺アの直垂ナは根倍

名目此ニ布衣始
テウイハシメト
ハ田舎同ナリ
帯刀後又帯劔後
トモ云

男校湯活録余殿
指根以多指ノ条
左右ノ帯刀ニ行
ありし御調度殿
の人申入をめぐ
ふありありと云
然レトモ頼朝ノ
時ハ帯劔後無之
頼朝ノ時ヨリ始
リ細末ニテス

一 太刀をき乃役と云の事其も御奉内以社奉等其の時の
御供子あり帯刀と書きたりワトモ云也太刀をほき乃御
供の者持出る也カキハキ帯刀の役ハ自身太刀をきき乃御供出る
也大勢左右はばぐり行列也也装束ハ云々れ今編
少々故をおす也装束ニ部永享二年七月廿六日義教公以奉内
の時帯刀十二番二行出出子会根の指を以て故を押し以元
服記云々大平記ニモ奉内アリ貞治六年三月廿九日中殿以會帯刀十人左
右に書て曳列エイトリ云々系宗の一也云々云々延文三年十二月廿
二日義詮公御奉内御車ノ少先馬櫛子奉出帯劔乃侍二十

五人五人宛並五通也寶篋院殿以奉内紀アリた云々
きつ云々云々云々云々也

一 帯刀の役室町及代ニハ 帯劔の役鎌倉時代ニハ 東鑑卷三十一嘉禎三年八月十五

云一ノ条ニハ 駿河前司申云御出之間帯劔之輩者兼久元
年正月於宮寺依有事被始此儀是候近々可奉守護之故
也云兼久元年正月於宮寺依有事云兼久元年正月將
軍実朝公ついでにヨカ鶴岳八幡宮ハキヤウ奉詣の時八幡別當ハキヤウ忍び寄り
実朝公を付ちあり也依其次の將軍頼朝公の代より用云
の事ニ帯劔の役人を以つて云々事始り云也

一 寺法師并坊官の奉官位乃部ニ記ス

徳三年ノ繪ニテ
袋持甲冑馬上ニ
テ弓ヲ袋ニ入テ
持タリ

一 弓袋持云後ありゆふらうさしよむま君の弓袋を
馬上あり持川役人也古ハ式正の村ハ必以役人をあつたれらむ
一也建久六年の豊頼朝々入洛の日御弓袋持一騎具をふれ
一 東鑑ヨ名スラリ以外東鑑云々

一 弓袋差云弓袋持云事也差云ハさうらうら云事之弓袋

捧也 サ、グロトスハサシアグルノ畧語 主君の弓を弓袋ニ 弓袋ニ 納め

持也 サ、グロトスハサシアグルノ畧語 主君の弓を弓袋ニ 弓袋ニ 納め

馬は先子多也後三年合戦繪の末子見えラ東鑑ヨ云
あり近世の人弓袋さし云を止しハうかきまをさ
すこと云弓袋を主人の馬の上さし懸くもの思ふ事

東鑑ト云ヤ侍馬
上ニテ旗ヲ持テ
也旗ヲ主君ノ頭
上ニサレカクル
事ニハアラス

あり也近世の人の馬がさうらうら繪を免し主人歩行あり
しより弓袋を主人の馬の上さしかきまをさしけり
らゆらけり新をさうきありさし事也

一 草履取古ハあやし持云成沢身古実ハ以あやし
を扱ハ小者云々ハはうらわらうら年暮らうら持

一 公人朝夕人と云事旧記あり公人ハらふんよむ朝夕人を
ちやうあやしあやしよむ也公人も朝夕人も公事の時 公事ハハる事

政所ニテハあづかひする役人也年中恒例紀ハ正月始
内始の条云禁裏袖於庭上着座次中果 走馬のし

公文ト云モ云
ノ事也公文所ノ
人ト云事也

本手記巻一備後
六段羅二召捕集
二朝夕雜色左右
五並テトアリ

造子侍小者公人朝夕以下在り又云以装束宰領ハハ公人侍
きヤリ於長檣殿以車戸チヨクロ何候の御車戸ハ以装束あり同朋并藤
中納言殿又渡ワタ也又云以シの以シ也造子以朝夕兼也
又殿中日記政所の人と云又義教公御元服記云奉行人
連署奉書以朝夕フタツキ也是等を以テ是役候を知テ又
朝夕人ハ糸内あど此冊ハあや筒を持つ也あや筒シヤツハ小便
筒也装束シする冊ハ小便シふくまかき筒を袴の内ウチに
入テその筒乃中ハ小便シも也小便桶也此筒を五テ小便
外ウチ流ウチ也筒ハあや竹筒の如く作り口のハ皮ウチあや筒を
包ウチくる物ありウチ也

東鑑巻七云鎮守
唐將軍兼陸奥守
親五位上藤原朝

一 女メハいぢやうけケと云事旧記不ありいぢやうハ非也今
あうゑと云同トげすハケこのケにケぢやうハ御食物あど
をケ心ケづケ調ケめあどケをもす也いぢやうを美女と書ケ
るに記もあり又いぢやう又いぢやう又いぢやうと書くるも
あり何れも同事也又未女メとも有
一 隨身シと云役の御官位内御記ス
一 如木退紅シの御官位内御記ス退紅ハ装束ノ名也如木
一 駕輿カ下カと云ハ輿カを昇カる者の事也
一 仕丁シと云ハ御侍シの者の御記也家来シと云同
一 押領使オと云ハ押オハおさへる也領ハ我物オの支配オする也使

巨秀衛は師出羽
押領使某衛尉又
同卷九云茶衛
文治三年十月
又道助為出羽陸
奥押領使管領六
郎

陸平盛衰記卷四
又左衛門尉入道
八西光右衛門尉
入道ハ西殿ト
オケルニ入ナガ
フ序載ノ預リニ
ノ攝政召仕ケリ

皇山殿年中行幸
年中相例記ホニ
平治代官使ノ鳴
太業トマリ是ハ
本ノ代官ノ類カ

役ノ字乃意也ココロ在る處之の守護の爲に此役人を爲すラウセヤセノ狼藉者
ト云ふ之をさして其處を支配さしてあり之役人を押領使ト云
也使の字ハ流るひと云ふハ形一流るると云義より役乃
字のハ也檢非違使あとの使の字同押領ノ二字ハ人ノ物ヲカレ
トリスル子ノオ押領使の押

一藏をあはらるる役人を倉法師ト云事末都將軍の御代
少倉を流る入道あり正実坊定泉坊ト云西人也其を
倉法師ト云東山殿年中行事ニ云えり年中恒例社正
月朔Fの条以て供御の以儀式中畧少倉より下行み反
十二月廿七の条以て是を乃道具雜費ト云倉より少倉ト行

在之ニハ米穀雜物ニヲ入ル御倉を流る役人也若ハ入道ニ
あつて今を俗祓の役人あせども倉法師ト云也若ハ祠
の残りニト云

一代官より古々今替る也古ハ何ぞと云主君此名代を勤
むるを代官ト云今の世此代友ト云ハ田舎の農民を支配
て年貢をとり立算用カシする者を云

一古武家より舍人ト云ハ一ハ厩の者ナ事也公家より舍人
云ハ大舍人内舍人ト云官の名也内舍人ハ始ハ大臣此子息
あとのある官也後ハ侍の者官ありたり天子行幸の時
前後を守護する役也大舍人ハ宮中あり雜事ニ遣は使

云建治弘安の比ハ祭具放免の掛け物ニありて其ハ
 布口玉端子馬をわたりて尾ハハコウ高きをわたりて其ハ井
 中の糸クミをわたりて水干に掛けて袂の白糸をわたりて腰より下ハ
 白糸及ひ袴よりあとも奥ありてあつるお地をわたりて袴
 袴ハカマをわたりて道志ミチシ道志ハ檢非違使志也志ハサクハナナリ 其もの今も語り傳る也此ハ
 つゆ物年を送りて色差赤との外ニぬいよろしの物もき物
 を多くつけて左右の袖を人よもてせいでづらハおこをど
 二持すいきつきらりむありきぬいとんくろり一尺素往
 来云賀茂祭ノ文ニ 廳下部皆當色犀鉾持以金銀風流付于衣堂
 候云 廳ハ檢非違使の役所也下部ハ放免也袴掛物といふハ

平藤抄卷五文
 覺備云云ノ条云
 神皇へあるはう
 したは便五人
 つけしきうを
 宮よりしんハ
 の下部のあひ
 うやりのう付
 こころをのりか
 しましハ一
 候ハ放免ナリ

放免のあつる水干の袖ニ作り花の外色ニ其作り袴をとり
 付く風流をあしつたの各物の為ニ候ある也袴ハお掛け物
 をする也古き袴ハ名もろり
 一放免ハクベンと云ハ檢非違使廳ハ下部の役の名也前ニ記すおと
 源平盛衰記卷十三考余京信連 戦ノ条ニ 云兼成ハ下部ニ金武と云放免
 あり究竟の大力大腹巻ニ左右の小手巾一打刀タチ掛け向合
 ころり云 兼成ハ明法博士ありて檢非違使判官ハクベンを兼する人也
 又盛衰記十八文覺流 撰ノ条ニ 云院より廳の下部二人付しきころり中
 廳の下部放免二人も下向をききよるるが下巻 又同巻
 金と人とも五条天神の多居堀倒ころりる放免の中子

東鑑卷九奥州攻
 ノ各三所旗差見
 應仁化世八ニ中
 納言ノ侍ニ盛物
 太師親賢ハ究竟
 ノ方ノ上手能引
 欲ツ矢ニ旗差理
 ノ骨ヲ射サセテ
 馬ヨリ落ッ
 後三年ノ檢ニモ
 旗差ノ侍鑑着テ
 馬ニ乘テ旗ヲ持
 タリ
 盛歌化世六ニ云
 旗差ハ秋ノ野ス
 リタル者否ニ此
 華ノ鑑キテ鹿毛
 馬ニ黒鞍置テ東
 太平記ハニ云旗
 差ノ侍鑑着テ
 馬ニ乗テ旗ヲ持
 タリ
 一水ノのうり

是より下邇の者此事あり

一 旗差ト云ハ軍陣此時大将の旗を馬に乗あがり侍の事也此
 世古の旗ハ長サ一丈計あり大あつ物又あつてもよきも持り
 程あり多也旗差するより幸源平盛衰紀太平記等より云々
 リ武田信玄上杉謙信あとの戦の比より旗大ありてり上
 へ持せざるが足燈あとの暗なる所を歩行ありあま
 せ旗の上子綱を付り左右引たりせあつて一ツ旗より
 可く多也又古ハ長旗也後ニ乳付旗もあま多り
 信玄あとの以は乳付をこ也

一 鞭差の事平治物語義朝敗北ノ条云義朝之り名をいふあり

源氏トハ東ノ
 工リノ事ヲ云也

源氏ハむあきしあづむおろくか着あき物うかまゝ鞭ハ麻シマ此
 人さす也供立日記云式々の騎る此州ハ鞭三筋用ハ一筋者
 うの木の肉へ入ひ今一筋ハうづわの上あきす一筋ハ麻若さす
 一云又云家あきも舎人鞭をさす之桃花葉葉云一条葉長クノ
所作ナリ
 鞭舎人指懐中ニスデカヘ
テ指之狩衣乃右脇ウデを取ル所をあら也或ハ
 右より持り或指頭紙ウデカヘ
紙主人束帯ノ時自持鞭ウデヲ稀ヒ也

一 御鎧着ト云役ハ皇君の御禮を為り御供する役也云云
 御鎧を召す時ハ皇御禮をぬぎて若セトス役人也文治
 元年十月廿四日南御堂勝長壽院ノ号供養を遂ぐる頼朝御出乃

孔子ノ字據者
テハヨリレトヨ
ム要音ニテハ
レトヨム

孔子の役と云ハ殿中少々正月評定始の時評定方ハ後役人
唐一將軍家も出御ありて評定始の視式ありて時役人
闡を去て闡はありて人評定の祭言ありて闡を出る人
を孔子の役とも闡の役とも書也孔子ハ闡の字を二字書
て返の事まで外も子細ありき事也闡を孔子と書する例明
月記室町記東鑑等も是を去り闡と書する所あり
用は闡ハ孔子の二字を去りて闡と書す也
コウレトハヨリ要音あり

闡を孔子と書する例古書も多し定家卿の明月記貞永
二年正月廿一日昨日小弓東馬場右庭
内府大将と證以孔子賦分左右勝方左
又云文曆二年十一月三日興心房語給實有右衛門尉が駕通

能徑光殊請撰孔子賦レハカクセテ一筮○東鑑卷四十七康元二丁巳
八月廿二日曰大慈寺

供養曼奈羅供大阿闍梨等事有評議中畧四人以孔子賦被

定云○東鑑脱漏元仁二年乙酉
三月廿一日於御所取孔子致經營結構引出

物等○室町記卷二應安五年
正月十日曰御評定始中畧孔子津戸左近

將監是闡役
人ヲ云又應安六年
正月十日御評定始中畧孔子諏方左近將監又同七年
正月十

日御評定始中畧孔子飯尾右近將監秋外毎年
孔子トアリ又應安五年十一
月廿二日次御評

定被始行之中畧闡子飯尾右近將監秋外ハカリニ
闡ノ字ヲ用ル右乃孔子ハ何レ

モ闡ノ事ヲ孔子ト書タル也孔子漢音コウレ
呉音クジ假字也

一國司守護領家地頭コラレの事國司と云ハ棟裏よりは作付て
公家衆を諸國へ下レテ其國への惣支配をす人云之

委相ハ官位ノ部記 守護ト云ハ將軍家より付付武士を諸國へ下シテ

其國ノの惣支配を掌ル人ヲ云領家ト云ハ諸國の内公家

衆の領分ヲ支配人云地頭ト云ハ武家の領分を支配スル

者ヲ云古ハ國司領家ト云テも護地頭ハ無ク也鎌倉朝

々乃村ナリも護地頭ヲ始メテ至太平記卷一武家より公

家を茂ル^{ナリ}なる^トハ^ハあ^ハ多^クも^ハ所^ハ地^ノ頭^トナリ

領家ハより國司ハ護地頭ト云テ國司ハ權一^ハ朝

廷ハ年々衰へ武家ハ日々に盛也云

一後者ト云ハ人の名一^ハつ^ハひ^ハの^ハ事^也云々^ハ後^ハ者^ト云^ハハ

歌書草紙物語など以テす^ハと^ハある^ハも^ハ後^ハ者^トあり

一御弓場始の時念人ト云ハ射^ハ手^ノ肝^ヲ煎^ル也^ハ即射子

乃奉行也東嶺ハ^ハあ^ハ見^タリ^念人^ト云^ハ事^ト古^ハ禁^中射

射禮^ハ射^手弓^手見^タリ^新儀^式ニ^モ見^タリ

一今世書役の者を祐筆ト云祐筆ト書ハ^ハ冰^也右筆ト云

ハ也右筆ハ事書札の郊^ニ記^スる^略

一兄部^ハ力^者長^也ト^{アリ}力^者ノ^事鎌^倉年^中行

事公方様御長刀ヲ持^テ二^變ノ^御力^者柄^長杓^ヲ持^トアリ^ハ調^度部^ニ記^ス

一仕^丁ト^ハ惣^ノ人^ノめ^ハ仕^ノ人^ト夫^ノ事^也下^部の^者也仕^ノ

所^ノ也^丁ハ^ハ人^ト云^ハ年^齡壯^キ者^ト云^ハ老^衰ノ^者ハ

國半國惣支配を守る人を守守護と云あり一ヶ國の惣支配する人ハ守護と云あり

一家司役ケイジトハ公家庶の家老の役を云多教以元服記家司役と云事アリ云々

一引付方奉行トハ引付處乃事也評定處の下司あり政

所へ出く時々の日記を記し古例等を書留むを云惣

一引付トハ公家時々の日記也引付後日の控帳ヲ引用候

為日書候也付と記し付も也評定の次方を帳面と書

匡と云く役を引付處と云あり

一油持ト云ハ公卿参内社番等此行列を記し一る所ハ油

持とあるハ車の軸クサを子燈と油を持ち行く役人也油と云う書たるもあり

一出車衆乃事車に乗る後より御仕ある人ハ車を借給て

去乗ふ人を出車衆ト云弘河原勸進猿樂日記云上極

出所出所御輿也出車衆數多御輿而御中云ト云出車衆トハスイシヤ

ノ衆ト云スイシヤヒトタマヒトヨムありひもたまひトハ副車ト書倭名

抄云漢書注云副車曾附也格云比度太後乗也又花鳥錦様ニ

土車をハ公方より賜賜て人ハ給ふ由り人給

あつる也云々人給ふ人ハ車を借し給ふるを云也人

給の車ト云厚きを車を略し人給と云うり云々

伊勢御母御上ト
伊勢守ノ妻ノ

たるあり

一 公方人 クボウニシ 公方者 クボウモノ の事 カクゴ 公方人 カクゴ 御格勤 同眼ヨリ上 事あり トル人也 公

方若しハ御力者御雑色をとりたりと錦念年中行事ハ
名をとり

一 御をうら公方ノ右筆ノ事 同眼ヨリ上 御書云御をうら公方右筆

云々 同眼ヨリ上 年中定例記云御をうら公方ハ御返しの物を

御返しの御をうら公方極右ノ御返しの御をうら公方ハ御返しの物を

御返しの御をうら公方極右ノ御返しの御をうら公方ハ御返しの物を

御返しの御をうら公方極右ノ御返しの御をうら公方ハ御返しの物を

御返しの御をうら公方極右ノ御返しの御をうら公方ハ御返しの物を

御返しの御をうら公方極右ノ御返しの御をうら公方ハ御返しの物を

御返しの御をうら公方極右ノ御返しの御をうら公方ハ御返しの物を

御返しの御をうら公方極右ノ御返しの御をうら公方ハ御返しの物を

一 己の右筆の事同記云々此右筆ノ事 同眼ヨリ上 御返しの御をうら公方ハ御返しの物を

御返しの御をうら公方極右ノ御返しの御をうら公方ハ御返しの物を

御返しの御をうら公方極右ノ御返しの御をうら公方ハ御返しの物を

一 御物奉行の事同記云々御物奉行 同眼ヨリ上 御返しの御をうら公方ハ御返しの物を

御返しの御をうら公方極右ノ御返しの御をうら公方ハ御返しの物を

御返しの御をうら公方極右ノ御返しの御をうら公方ハ御返しの物を

御返しの御をうら公方極右ノ御返しの御をうら公方ハ御返しの物を

一 佛土奉行力事旧記より文明十二年正月十日之款

長卿記云室町殿幸始佛を内勸修寺大納言佛土奉行

年中恒例記云佛土奉行より右の筆方お内勸修寺の御先之

伺ふ仕へ庭上へお皮をききお座之云々若名佛宮の御

佛土奉行より虫垂を穿りしもごちを穿るおすのきりや

そんをきしおせお刀をきりしもあつておをききしああり貞衡

云佛土奉行より今世より佛目付の御ありし云々

一 佛土より女房力事旧記云此名目所見ありし云々

云云彼名堂上よりありし御時誕生の御乳人佛土より

よりありし御乳の人よりお生之小児をだき抱り人也也

人柱 一 お乳をさる人ありし人よりお生之小児の御乳人佛土より

御の時乳をさる人よりお生人迄の御乳人佛土の御乳人

よりお生人迄の御乳人佛土の御乳人佛土の御乳人

一 近習之事古来よりありし役の名あり甘露寺親長卿記云

文明十七年五月廿三日近習の輩打方より一番の御乳人

二番の御乳人三番の御乳人打方四番の御乳人細今度不一揆又長享

三年三月廿日大樹自江州帰佛先陣近習一二三番の御乳人

佛小袖評定御供奉より近習より五番の御乳人よりあり天

和三年七月廿五日佛條目近習より諸奉行より此近習よりハ

常憲院御佛一代より仕へ佛役より長安天皇使る重政臣

近習也

一觸口之事 走取故実云永録三年二月六日御参内次觸口

四人一人一人一人一人是ハ走取の内御注を同松の如く觸口

定められし事ありあり慶長九年

台徳院極將軍宣下御給度御行列ハ書云

一番

上レ一人一人一人一人 雑色の事あり

あつたきや 御賞家ハ走取あき加若雑色を以て
つづく唱られし也

一執事代事政所方引付云明應三年政所寄人誦方信懐也

貞通引付取于時執事代云又政所執事代干時松田丹

遺考執事代ハ果
公方加ハリ
付取ハ
日ノ紀云文明一
七年十月十六日

後守長秀云 管領一人ヲハ執事トイフト鎌倉年中行事

見タリ是後執ノ一人トハ 是を以執事代を考れハ政下ニ出ル人ノ

内ニ其日の筆頭を執事代と定メ事あり

一年寄家老宿老雜掌何誰代事實殿伊勢守 御書茶雜云細川

及年寄取富山取家老同書云伊勢守代何と云康富日記康正元年十 一月廿日召文條伊勢守代有家政不代行久云

衛初老取山名取宿老取一色取同断云然其ハ三職ハ職の取ル

内者ハ年寄考家老又ハ宿老と唱へ也其餘之家ハ雜掌也

又ハ何れ誰代と唱へ也被管ハ別也

一高家ノ事京都將軍家ノ比高家ノ云各自ハありし也

舊記子見スナ御書家あり元和元年より高家を定ム

山所執事代ハ果
傳有且執事代ハ
礼ハ太刀を上げ
以て文子と定ム

位ト云ハ座居ト
云事也座ノ字ク
ラトヨム座ニ居
ル次ノ法也

一 位ト云ハ座中あり列座より時座ありの事ト云る為の法

也一 位ハ一番の座ニ二 位ハ二番の座ニ三 位ハ三番の座ニ在す也

一 定ト云ハ事也位階ト云ハ位ノ事也

一 官を以て任付を任すハ云兵庫ト云任付ハ伊勢ト云任付

ホト云數也職を以て任付を補すハ云侍不別當を補す

ハ藏人頭ト云補すハ 藏人所の役不ハ
形取の向あり ありト云數也

一 位を以て任付を叙すハ云正三位子叙すハ正五位上子叙す

ハありト云數也始々後五位下子叙するを叙爵ト云也

一 權官ト云ハ權大納言權中納言又ハ何れハ權助權頭あり

ト云也權ノウリト云ハ定ハ人數の外よりハ人數を以

ト云任付ハ權ハ何れト云也

一 兼官ト云ハ一ハ二ハ三ハ官を以て一役勤ト云也

一 前官ト云ハ前ノ大納言前陸奥守ありト云也又ハ大納

言ノ人大納言を辞退シテ位バウリト云官あり時前ノ大納言

ト云也外の官もト云ハありト云也

一 散位ト云ハ冰冬儀ト云ハ右ノ前官の事ト云也 散一位ハ
散位ト云ハ

一 官位昇進ト云ハ官位降上ノ官位ト云ハみのがるを云也

進ノ字ありト云ハみのがるを云也

一 越階ト云ハ位ノおのふ形ト云ハ守シテ一階越ト云ハ

おのふを云事ト云ハ正四位下より正四位上ト云ハ後位

のあり順也然るに正四位下より重後三位叙し正四位
上を越越しその有るを也此外も亦多く叙し位は

次第左のとす——三十階あり階ハキギをハヨリ位ニホルハ
キギをラノカキギトシ

- 正一位 從一位 正二位 從二位 正三位
 - 從三位 正四位上 正四位下 從四位上 從四位下
 - 正五位上 正五位下 從五位上 從五位下 正六位上
 - 正六位下 從六位上 從六位下 正七位上 正七位下
 - 從七位上 從七位下 正八位上 正八位下 從八位上
 - 從八位下 大初位上 大初位下 少初位上 少初位下
- 右の如し正一位の正の字神の位の時にすしその位の時にす

正二位以下も同し

一叙苗と云ハ官位ある人一候上の位子のありて官ハ云の如く
あるを云位をうりまゝに官ハのありごと也

一相當と云ハ官ハ位と定りて官と位と權さまのつら
をを云也まき官ハ位もまき權官ハ位も權一其叙相當と
云也まき太政大臣ハ正一位從一位左大臣右大臣ハ正二位從
二位大納言ハ正三位中納言ハ從四位ありて官と位とお座の末
ありを云也

一贈位贈官と云ハ死しける人は位を以て付を贈位と云官
を以て付を贈官と云贈ハをらるるよむ字也死人は官位

を遂う終也

一官の役目はとめつゝを職掌と云

一品二品と云ハ親王の御位也一位二位と云子同 事あるは

も親王の御位をたつと云下位をたつ位と云親王と天子

の傍二男三男又ハ御足元親王と云長秋以免あり也四品

除目と云ハ官を任せしむ時ツクサメシの政事也正月ハ縣官アガタメシの除目

諸國の風土を任せしむ秋ハ京官除目と云京官は居る

を官に任ぜしむ又修時除目と云修時シユジは行事あり

大臣ハ除目の時任ぜしむ節會セチエを行は任ぜしむ也任大臣

會と云

縣トハイナカノ
奉也諸國ヘソカ
ハサル、國司ヲ
侍命ル、故ア、カ
タフシ、云

一叙位と云ハ正月五日六日の比ヒは行りる是ハ人々も位を以て任付時

ハ政事也近代ハ叙位除目ジヨイジヨモクともは終了行をたす

一節會セチエと云ハ天子御あり御前あり下は以て會キヤウフクをたす

御酒宴あり元日の節會白馬の節會踏歌カクカの節會豊明トヨアカリ

節會立后節會立坊節會任大臣節會ありと云あり

あり其祝式ハ西宮紀北山抄江家次第公事根源後醍醐天

皇年中行事ありと云書ありと云あり畧

一上卿と云ハ大臣大中納言の内何れも中ナカの公事の奉行

を勤む人なりと云上卿と云也公事ハ除目叙位を以て
政事を行はしむるなり

一内弁外弁と云ハ禁中公事を行はしむ日の奉行を内弁と云也

多々羅同奉云上
卿トハ大臣奉行
ノ公事ハ大臣ヲ
上卿ト云大中納
言奉行ノ公事ヲ
ハナ中納言ト云
上卿ト云其日ノ上
官ヲ上卿ト云
○史記周本紀曰王

ふりち上卿のみ也外并ハ内并の次より内并の子位ごひをす
休役也其も常よ云あははら當り計り也

一長橋局ナガハシツボ子と云ハ勾當内侍コウトウノナイシの事也女中也女中メナカハ内侍司ナイシツカサと云官

あり天子の御例あり勤め役也そのらを尚侍ナイレノカサと云その次を

典侍ナイシノスケと云その次を掌侍ナイシノゼウと云この掌侍ハ四人あり四人の内并一の

掌侍を勾當の内侍と云勾當内侍の居るる役所の名を長

橋局と云残三人の掌侍ハ上ハ氏を分けし源内侍藤内侍を

と云也四人の内後ハありけるを新内侍と云勾當内侍勅チカク

うゆみんを書出り文フミを女奉書メヨホウシロと云沙門シヤモン醫者イシヤ等の官位を

と云勾當内侍の次より上卿ト傳へる也女奉書の事を

内侍宣ナイシノノリと云也

内侍宣ヲダイシセシト云フハ
又列ノ事ナリ末ニシルス

一攝政セツセイ関白カンパクと云ハ二の名也先攝政と云ハ天子御幼少欲ニヨク又ハ女帝メミカド

のて此座ハ時ハ大抵オホタビ三人ありしを一人天下の政事を取

行ユクし人をも云也叔母オシハハ幼少の天子十五の以年までありしを

勤ツツム了十六の以年よりありしを此役をやめり天子ハ自政

事を云行ひのてオシハハ時トキ於又ありしを御免を

天下の政事をあがりゆみふを関白カンパクト也此時イナガ一重イツヘの宣下センゲを

此座の財位の以分イフよりあらずオ一重の是座すイツヘき田イデは作付た

関白カンパクのイナの一人とも云也天子以年十五までハ攝政と云以年

十六より関白と云勤め方ハ同一事也

関白ノ二字あり
ウリオウナト云
ハ天下の政事
をあらうりやふ
あり

上卿と云は任官の
考は大勢に依り
の役人兼合し併
する時一座
の上首を上卿と
云

一 口宣クセと云は任官の時以て者何の官に就かば給ふを調へて

職事シヤジの方より職事トハ職人
頭の子あり上卿以下知す白状を口宣案と云也

一 宣旨センジと云は右の如く職事上卿以下知す時口宣の類を以て坐

卿より外記以下知す状を宣旨と云也

一 綸旨リンジと云は右の如く上卿より外記以下知す時宣旨の類を

受て書て出す状を綸旨と云

一 位記イキと云は官位の澄文の松威物也任官の考は大臣を初る其

うに後人別座して評定よりあり一座より寄合する振政

関白左右大臣大中納言辨あぐと云は役人の名を書き列す可

なり其人ハ以切勞よりなり以官より任付と云事を書き

を位記と云は巻物に天子の御朱印有

一 宣命センメイと云は天子の號しめし人より告げしは任官の書物

也其宣命をより受りする役人を宣命使と云

一 准后クニコウと云は准三宮と云は同一事也天子の御祖母を大皇

太后宮と云同御母を皇太后宮と云同御妻を皇太后宮

と云を合し三宮と云也大臣あはる後天子は號しめし

がより右の三宮は准三宮あり三宮は准三宮あり

位を准するよりあり右の三宮のありは福は准せし也

三宮のありは福を授けし也

院イニと云は仙洞センドウとも同一事也天子の位を授けし

了御隠居ありては女中を女院とす也女院ハ天

子の御母也何門院と云号を和らりぬ也 皇嘉門院
十トノ殿

一東宮とも皇太子ともハ天子ハ御嫡子少御家督を御

さすべし此方を尸也又ハ坊とも尸あり春宮とも云

一女御ともハ天子の侍てり也後々中宮后宮ありあり也

御書あり后宮ともハ中宮ハ后宮あり也中宮とも云

御書也桓武天皇此時より中宮后宮と二字を並へ

り以て中宮ともハ后宮の事なり一ツありと也

一公卿ともハ攝政關白太政大臣左大臣右大臣内大臣を公卿

大納言中納言散一位并二位以上の人々ハ卿也 儀ハ宰相也

位とも卿とも也又大臣ハ卿ともハ公卿ハ大中納言兼

散一位并二位以上の人々也 散一位とも官ハあり
位ハあり一位ハテイル人云 又卿相とも云也 月

卿とも云散上人を云雲客とも云

一殿上人ともハ五位六位以下ハ昇殿ハありぬりありとも昇

殿をゆるされず昇殿する人々ハ殿上人とも云也

一昇殿をゆるさず禁裏の御殿の上へ出づるをゆるさざるを

云昇殿ゆるさざる人ハ白砂子居也又昇殿ゆるぬ殿

上の間ある小板敷出する事をゆるされずハ半昇殿とも

一堂上ともハ昇殿ゆるさざる人々云地下ともハ昇殿ゆる

されざる人々云堂上ハ堂上ハありては地下ハありては也

一遷任ウツリタテとも轉任マカヒとも云ふ別の官カミあり事也コトナリ位勢也タテマツル

一將軍宣下セムシゲといふ征夷大將軍の官カミを以てモトメ侍事也ウツリタテ

一禁色宣下キンシキといふは衣束イサツに禁色キンシキを用モチふ事コトを所トク有アリあつて云イハ禁色キンシキ

といふ禁制の色也コトナリ深紫フカイムラサキ深紅フカイベニを上古コトナリに禁色キンシキといふコトナリ中

占ウラナヒふ素織物スエモノの装束ウツリタテを用モチふコトナリ子狐コノひコトナリを禁色キンシキを用モチふコトナリ

さうコトナリといふ但束帯イサツにコトナリ附ツケあする袍ホといふ装束ウツリタテはコトナリ織物オリモノ

あれコトナリいふも是コトナリに御免ミクサの注ツケしコトナリもコトナリありて是コトナリ物也コトナリ

一禁色キンシキは事枕草紙コトナリにコトナリ云イハ六位ロクイの藏人ソウジンといふコトナリありてコトナリいふ

れコトナリといふコトナリいふコトナリいふコトナリいふコトナリいふコトナリいふコトナリいふコトナリいふコトナリ

いふコトナリいふコトナリいふコトナリいふコトナリいふコトナリいふコトナリいふコトナリいふコトナリ

書カキふコトナリいふコトナリいふコトナリいふコトナリいふコトナリいふコトナリいふコトナリいふコトナリ

いふコトナリいふコトナリいふコトナリいふコトナリいふコトナリいふコトナリいふコトナリいふコトナリ

いふコトナリいふコトナリいふコトナリいふコトナリいふコトナリいふコトナリいふコトナリいふコトナリ

の注ツケしコトナリもコトナリあり

一兵杖宣下ヒヤウバウセシゲといふ兵杖ヒヤウバウといふ兵具ヒヤウバウの事也コトナリ大刀タウタウ弓ユミ箭ヤの事也コトナリ隨

身ミといふコトナリいふコトナリいふコトナリいふコトナリいふコトナリいふコトナリいふコトナリいふコトナリ

いふコトナリいふコトナリいふコトナリいふコトナリいふコトナリいふコトナリいふコトナリいふコトナリ

いふコトナリいふコトナリいふコトナリいふコトナリいふコトナリいふコトナリいふコトナリいふコトナリ

いふコトナリいふコトナリいふコトナリいふコトナリいふコトナリいふコトナリいふコトナリいふコトナリ

いふコトナリいふコトナリいふコトナリいふコトナリいふコトナリいふコトナリいふコトナリいふコトナリ

を付系しむる也

一隨身と云ハ左近衛右近衛の官此下役は將曹府生番長

近衛ありと云役人あり此役人何れも其をもち胡録を

及かた刀をもち大將中將少將に付あつて其を隨身と云

左右衛門督同左左右兵衛督同佐あどもめつる也

一文官武官と云ハ禁裏内外の守護まへて武道よりまゐる役

を武官と云左近衛右近衛左衛門右衛門左兵衛右兵衛

左馬右馬兵庫かどの職皆武官也大臣をもちめ武官を系

きハ何れも文官也

一御即位と云ハ紫宸殿と云ハ殿へ皇子出御まゝ天下

のくちあり世禊式をいへ天子の御位ありきありを云

一踐祚と云ハ御世をいひき皇太子内々天子御位より

あり云踐祚と云ハありをいひと云即位ハと云ありを云

ありなり

一大嘗會と云ハ御即位の事を日本の神に告げり此神事

あり神中より行をせしむる也大神事あり

一國母と云天子の御母をいひ也

一天子の御身を玉趾と云御顔を天顔とも龍顔とも云御心を

天機と云御苦勞を宸襟と云是れめを獻せり感と云

臣子を獻感と云御立腹を逆鱗と云此勅書を勅勅と云物

を御後御女を敷覽と云御病を御惱と云御裁許を天
裁勅裁と云御免を勅許と云作を論言と云又勅詔と云
又勅命と云御盃を天盃と云御死を崩御と云以忌中
を諒闇と云御壽命を室筭と云御位を室祚と云御出
を行幸と云仙洞御出を朝勤行幸と云御還を還行と云
他所へはりゆを還行と云御白筆を宸翰と云宸筆を
勅筆と云御座所を玉座と云御所を禁中禁裡禁闕
鳳闕大内内裏と云内々りも云假を免御座らぬ所を
皇居と云御旅宿を行在所ト云御輿を風輦と云御車を
聖駕と云御渡所を夜御殿と云御基所を基盤と云

朝餉ハ御膳ヲコシメハ御座ニナリ

御膳所を朝餉と云御食物を借御と云女中御都を御
と云御亭を鈎殿と云御番を勤を宿直と云當番日を
日と云御あそびを御遊と云宸遊と云御馬を龍蹄と云
物を御するを奏聞奏達と云禁裏へ参るを参内と云宮位
の御禮と云るを拜賀と云

一院と云天子御位をのぞかふを也又ハ太上天皇太上帝上
皇あとも御所をハ院の御所仙洞仙院と云御所
中の事をハ院中洞中と云院御座成時當今當代の御天子
位をのぞかふハ新院と云御所をハ本院と云御所
院あるを院系と云院の御詞を儀々文子書々を院宣ト云

御使を院使と云御出を御幸と云

一 東宮をトウクウ春宮ハルノミヤと云東宮乃御初を文子書を令ニヤウ者ビと云

親王后宮あどのも令者と云御出を行啓と云物をマカ出トコロ所と云

を啓ヒキすと云又啓達と云御書を御出所と云

一 攝家ハ攝政セツケ園白エンハクある家也天子此家老の家也清花セイカと云

ハ攝家セツケ子孫シヨクと云能と家也華族カハシユクと云太政大臣ある家

也大臣家と云ハ大臣ある家也さきと云大将を兼カミるのハ

ある家也名家と云ハ儒学の家ありベシ辨官ベシ藏人頭サウジンカウある家也

諸大夫家と云ハ種タネ家あり四位五位を極位キョクイとする家也

よりて大中納言オウチウナクワン並ナリも並ナリれち地下の家筋也

一位階イイチカウと云ハ位イのイ也階イはイきイぎイと云よむ位ハ正一位より少初

位イ下イありイきイぎイと云下あり故也

一 京都將軍時代の書シヨハ官途クワントとあるシヨ官クワンのシヨ也但諸國の

吏缺シエツの事シヨをハ官途クワントと云シヨもシヨ也官途吏領クワントシヨウとあり

一 受領ジユウと云ハ國司クニノシのシヨを云武藏守伊勢守ムサシノシありシヨのシヨ也

左衛門督サエモンカク右ミチ衛督エノカクの督カクの字ジをくみシヨと云シヨのシヨ也又シヨと云

也云左衛門サエモンのシヨありシヨも云也シヨ殿テンと書シヨてシヨくシヨみシヨと云

左衛門督サエモンカクありシヨのシヨ人ヒトをくシヨみシヨと云シヨのシヨ也

一 兵部ヘイブ太輔タイホ式部シキブ少輔ショホありシヨのシヨ太輔タイホをシヨと云シヨのシヨ也

少輔を志やうしあそふにあやまり之を中々計云へし少輔乃
字あやうぬあやうを志を引けし稱てあやうと云也

一主水正内膳正采女正あどの正いふもさきさきあやうと云ふあや
まり也

一大夫をすしと云とあざりて云は別あり左京大夫修理大夫
大膳大夫皇太后宮大夫あどの時いたいふと濁りて云也た
ふとあざりて云時ハ五位の事之弘安禮節あどもあも五位の事
大夫と書れりた之を左衛門尉ハ六位の官也左衛門尉
りしる人五位叙せしむる左衛門大夫と云也源義経ハ左衛門尉
を檢非違使の判官を兼て五位叙しるが大夫判官

と云ひ也左近将監掃部助も従六位の官也五位叙せしむ
左近大夫掃部大夫と云へ外あも何れ大夫と云ふ五位叙下
上古六位田と云位より田を踏む五位叙せしむ田ハ町を
踏ぐる今此知行の如く六位より以下ハ田を踏む位叙
は米を踏ぐる今の切米の如く依り五位叙せしむる叙
せしむる大は総摸と云ふ也

一何世の官小く四分と云一役は役人中人と云ふ也四分と云
かゝすけあやうさくらんぞと云みハ大頭と云けハ小頭と云ふ
たすけをすくあやうハ一役の内あやうと云ふあやう役
一役中のあやうをすくさくらんハ筆若め役を付くる情

書付書き留書をすくかきと云字ハ御頭大夫正長官守
と書くすけと云字ハ輔助亮佑次官ハ佐と云字ハ丞
尉禄進判官と云字ハ録属令史主典目志と云書也官名
リテ文字かろるなり 職名百寮判要政
あつたて初

一判官をえんぐんと云と云くんと云るは別あり鑄錢判官
勤解由判官あとの判官と云と云也檢非違使尉を判官と云
判官と云くんと云也源義経も檢非違使尉と云なり加と云
ぐりんぬと云也

一官位の唐名と云ハ書くハ中務の唐名ハ中書と云式部ハ唐
名ハ吏部と云兵庫の唐名ハ武庫と云掃部ハ唐名ハ洒掃と云

寶藏難儀曰大關
トハ御息ニ開白
ヲ持申サレタル
時申也御出家下
レハ禪閣ト申也
要ハ推問卷云太
閣世ニ御ありハ
了括問ありの外
ハ無ク

類也其ハ唐名ハ中書と云官ハ日本の中務の勤方ハ似たる中
書を中務の唐名と云也此外の官も皆々此也日本の官名
を檢る唐の官名を用ゆるハ式部ハ兵部と云唐名ハ兵部
職原也と云書あり名々々々京都將軍所代の風俗ハ官
名も唐名をよぶハありやまふあり也人書記
ハあり又伊勢守ハ勢州と云備中守ハ倭州と云彰ハ唐名
ハ彰也と云唐名をよぶハありは唐名の内あり
太閣と云ハ關白の父を云也法華あり禪閣と云也是太閣
号也ハ宣下あり之後照念院殿装束抄ニ太閣拜頌ト云
事ありられハ宣下ありを知る

一源氏長者チヤウシヤと云ハ源氏の内より官位を尊人チヤウシヤを源氏長者と云源氏チヤウシヤのチヤウシヤ限チヤウシヤす藤原チヤウシヤのチヤウシヤ橘チヤウシヤのチヤウシヤ平チヤウシヤのチヤウシヤ官位チヤウシヤをチヤウシヤ人チヤウシヤを何氏の長者チヤウシヤと云也チヤウシヤ天子チヤウシヤよりチヤウシヤ以チヤウシヤてチヤウシヤ也

一淳和院ジュンワ并シヤウカク學院の別當シヤウカクのシヤウカク二シヤウカクの院ハ源氏の学文所シヤウカク乃名也源氏の長者シヤウカクと云人シヤウカクの学文所シヤウカクの支配シヤウカクするを別當シヤウカクと云將軍家ハ源氏の長者シヤウカクと云より淳和并學院の別當シヤウカクあり又シヤウカク學館院シヤウカクと云ハ橘氏の学文所シヤウカク之後世堂上シヤウカク乃橘氏シヤウカク又依シヤウカク橘氏の長者シヤウカクあり後世九條及學館院別當シヤウカク成り也梅家の社家シヤウカクどもハ橘氏シヤウカクあり九條及學館院シヤウカク隨シヤウカクて官位の願シヤウカクをシヤウカク依シヤウカク九條及橘氏シヤウカクの長者シヤウカクのシヤウカク也

九條殿ハ後系氏あり

一今時武家の輩トモカフは位シヤウカクをシヤウカク四品シヤウカクと云シヤウカクあやまり也四位シヤウカクと云シヤウカクべき也親王シヤウカクの位シヤウカクをハ一品二品三品シヤウカクと云無位シヤウカクをハ無品シヤウカクと云諸王諸臣シヤウカクの位シヤウカクをハ諸王トハ親王シヤウカクの位シヤウカクをハ一位二位三位シヤウカクありと云也シヤウカク位シヤウカク令義解シヤウカクと云親王シヤウカク稱品者シヤウカク別於諸臣也シヤウカクあり親王シヤウカクの位シヤウカクを品シヤウカクと云ハ諸王諸臣シヤウカクの位シヤウカクよりシヤウカクあり也シヤウカク之シヤウカク外シヤウカク今武家の位シヤウカクをハ品シヤウカクと云シヤウカク習シヤウカク多シヤウカクれ世の風俗シヤウカク隨シヤウカクて今武家のシヤウカク今武家あり宰相シヤウカクと云本名ハ參議也宰相ハ參議シヤウカクのシヤウカク關東の人ハ宰相シヤウカクとあり稱シヤウカクと云て參議シヤウカクと云事をシヤウカク知ぬも一知木シヤウカクと云ハシヤウカクき者也白張シヤウカクをシヤウカク公家の供シヤウカクをする者也

諸王ハ高見王ナリ

西三條裝束抄云
 退紅白丁是等ハ
 下部ノ着物也堂
 下持等ノ着物
 也退紅ハ能装ニ
 入スル也義教公
 大將御拜賀決才
 云退紅仕丁

東鑑卷二建政月
 三朝ノ奏狀云
 退紅朝身有其
 登之時者自公家
 何處所抄本故器
 今以被及傷穿主
 法師之忿怒奈本
 實公家知是皆禁
 禁之指テ公家ト
 云ハリ
 退紅院宸記ニ
 退ノ天子懶總

履傘クワカラあどを扱ひ役也白張カキキヌと云ハ白布の袴カキキヌ也如木退紅タイコウ

日義教公御元服紀タイコウあり白張ハこそをりて木のゆいと云

退紅タイコウと云もいや白張ハこそをりて木のゆいと云き者の服也退紅カキキヌハ桃色カキキヌニ染カキキヌく白布ハ

袴カキキヌ也それを扱ひる退紅カキキヌと云也又色赤カキキヌくカキキヌ黒カキキヌくカキキヌ赤カキキヌくカキキヌ也

多カキキヌすれハ真の退紅カキキヌハあど退紅カキキヌも履傘クワカラあどを扱ひ役也

退紅 延喜式ニハアラフメト訓
 公家次カニハ荒除トアリ

公家カキキヌハ本ハ禁裏カキキヌをカキキヌりカキキヌ云也今時公義カキキヌと云同カキキヌ公家

あカキキヌと云ハ禁裏カキキヌのカキキヌあカキキヌ也禁裏ヲ公家ト云ハ將軍家ヲ公方ト云ニ同シ

位署イレヨカキ書の事書れイレヨカキりイレヨカキ部イレヨカキ多イレヨカキす

侍讀シトクハ天子シトクハ御学文シトクを扱シトクくシトクもシトクるシトク云也其シトク公シトクもシトク御学文

退ノ御事ヲ公家
 上書タマヘリ

みハニシとありぬ管絃ハニシの道ハニシ扱ハニシくハニシもハニシるハニシ云也

一人ハニシと書ハニシつハニシちハニシあハニシんハニシとハニシよハニシむハニシハ天子ハニシの御事ハニシ也ハニシしハニシらハニシのハニシひハニシとハニシよハニシむハニシ

関白ハニシの事ハニシ之ハニシひハニシとハニシりハニシあハニシらハニシとハニシよハニシむハニシハ人ハニシ數ハニシをハニシらハニシるハニシ也

官位ハニシのハニシあハニシはハニシ官職ハニシ秘抄ハニシ又職原抄ハニシ又百寮訓要抄ハニシあハニシどハニシらハニシらハニシ

らありハニシ何ハニシもハニシ板ハニシ行ハニシハ書物ハニシ屋ハニシありハニシ名ハニシ多ハニシす

一ハニシ執員ハニシと書ハニシつハニシゆハニシげハニシいハニシとハニシよハニシむハニシ也ハニシゆハニシきハニシ多ハニシとハニシよハニシむハニシハあハニシやハニシりハニシあり

ゆハニシきハニシおハニシひハニシとハニシ云ハニシふハニシをハニシ累ハニシしハニシゆハニシげハニシいハニシとハニシ云ハニシ也ハニシ執員ハニシハ左衛門ハニシ右

衛門ハニシハハニシ名ハニシ也ハニシ左ハニシ右ハニシ衛門ハニシハハニシ弓ハニシ矢ハニシをハニシ帯ハニシしハニシ禁裏ハニシの御門ハニシを

執員ハニシハハニシ天ハニシをハニシ入ハニシるハニシ物ハニシ也ハニシ執員ハニシをハニシ負ハニシふハニシ役ハニシありハニシ執員ハニシ佐ハニシ執員ハニシ

尉ハニシあハニシとハニシ云ハニシ也ハニシユケイハニシヲハニシ今ハニシユキハニシエトハニシ云ハニシフハニシハアハニシヤマハニシリ也

一 廷尉佐ケヒイと云ハ檢非違使佐シムの唐名也

一 女官と書テあふくをんとよむ所トビハ禁中ノの事也

奉行人の事トビハあふくをんとよむ引テトビハ刀自ノの事也

下ふと川女の役の名也

一 傳奏テシと云ハ事をテシをテシにテシ天子ノと云ハ武家傳奏

云ハ武家の用事をテシにテシと云ハ武家傳奏

一 幕下ハカと云ハ又幕府ハカと云ハ皆將軍の吳名也將軍ハ幕をテシ

其内ハ居ルハ故也幕下ハ海ノの事也幕府ハ府ノ此字ハ後

所ノ心也又麾下ハと云ハ麾下ハ大將の事也持刀物也日本ノ

ざいノの事也ざいノの事也ハ云ハ公也ハ云ハ公也ハ云ハ公也ハ云ハ公也

今ハ旗本ト云ハ司ノ也ハ旗本ト云ハ司ノ也ハ旗本ト云ハ司ノ也ハ旗本ト云ハ司ノ也

一 柳ハと云ハ將軍の御所ノ也唐土ノ昔漢ノの代ハ周ノ也

と云ハ大將軍あり合戦ノ出ル細柳ト云ハ陣屋ノをテシ

居ルと云ハ天子漢文帝細柳ト云ハ陣屋ノをテシ

安否ノをテシと云ハ天子の御所ノ也

天子の御所ノ也

天子の御所ノ也

天子の御所ノ也

天子の御所ノ也

天子の御所ノ也

天子の御所ノ也

周亞史あり、史を揚屋をくげい門をひらき天子をよこし、
らり文帝を刺かきびりきを承めあひて外の陣屋の者ど
も、子をもあそぶをす。や、周亞史の陣屋の大將のり付
きひらきあつ下る延用の外、誠の大將也と感ドある
きり、也柳屋の柳の字ハ、細柳の柳の字也、堂の字ハ陣
屋を云也右の故事より將軍の所を柳堂と云

一大對シハ將軍ハ吳名也唐土より若漢の代ハ馮異イと云大
將あり戦後外のくハ我切イカはありり自慢コハ、きふひ
あかすを満ハありりハ、馮異一人キ大なる功あり
も少も同らりす自慢せず退て大なる樹の下に居りくと

ありり、史を揚屋をくげい門をひらき天子をよこし、
らり文帝を刺かきびりきを承めあひて外の陣屋の者ど
も、子をもあそぶをす。や、周亞史の陣屋の大將のり付
きひらきあつ下る延用の外、誠の大將也と感ドある
きり、也柳屋の柳の字ハ、細柳の柳の字也、堂の字ハ陣
屋を云也右の故事より將軍の所を柳堂と云

ありり、史を揚屋をくげい門をひらき天子をよこし、
らり文帝を刺かきびりきを承めあひて外の陣屋の者ど
も、子をもあそぶをす。や、周亞史の陣屋の大將のり付
きひらきあつ下る延用の外、誠の大將也と感ドある
きり、也柳屋の柳の字ハ、細柳の柳の字也、堂の字ハ陣
屋を云也右の故事より將軍の所を柳堂と云

ありり、史を揚屋をくげい門をひらき天子をよこし、
らり文帝を刺かきびりきを承めあひて外の陣屋の者ど
も、子をもあそぶをす。や、周亞史の陣屋の大將のり付
きひらきあつ下る延用の外、誠の大將也と感ドある
きり、也柳屋の柳の字ハ、細柳の柳の字也、堂の字ハ陣
屋を云也右の故事より將軍の所を柳堂と云

ありり、史を揚屋をくげい門をひらき天子をよこし、
らり文帝を刺かきびりきを承めあひて外の陣屋の者ど
も、子をもあそぶをす。や、周亞史の陣屋の大將のり付
きひらきあつ下る延用の外、誠の大將也と感ドある
きり、也柳屋の柳の字ハ、細柳の柳の字也、堂の字ハ陣
屋を云也右の故事より將軍の所を柳堂と云

一 外記トキと云ハ禁中シニヤウケン太政官タウサウケンと云役所の右筆ミキの類也

一 官勢クワンセイと云ハ右の外記トキの下シタは左大史サウダイシ右大史ミウダイシ左少史サウシャウシ右少史ミウシャウシと云

右筆あり二人之内ウチノ一ヒトの左大史サウダイシの右を官勢クワンセイと云あり今ハ左

大史一人あり是を任生官勢ニキウケンセイと云也

一 警蹕ケイパツと云ハ天子出脚シユツキョクの時トキ先サキをシ也御殿ミドの内

あり外ソト出デの時トキも警蹕ケイパツありシ也ト云ハ後醍醐ゴトキョ

天皇ノ日中行事ニチチュウコウジを見ミえシたり又古コのコトもモいハひシ也ト警蹕ケイパツ

のコトもモいハひシ也ト云ハ古風コフウはありシ也ト是家卿シヤケウの明月記メイゲキ

ありシ也ト天子テンシありシぬ人も道路ダウヂありシ公儀クウギはシ警蹕ケイパツ

蹕パツをシいハひシ也ト江談カウタンと云ハ書シありシ警蹕ケイパツのコト也ト

のコトもモいハひシ也ト源氏の河海抄カウカイセウ又ハ台記ダイキ等トいハひシ

後世ゴセもモいハひシ也トいハひシ也トいハひシ也トいハひシ也トいハひシ也ト

是故実コトをシいハひシ也トいハひシ也トいハひシ也トいハひシ也ト

いハひシ也トいハひシ也トいハひシ也トいハひシ也トいハひシ也ト

先供サキトモの著シるコトもモいハひシ也トいハひシ也トいハひシ也ト

いハひシ也トいハひシ也トいハひシ也トいハひシ也トいハひシ也ト

一文位フナノイ勲位クワンイと云事あり文位フナノイと云事コトの正一位テイイチイ從一位ジュイイチイの中ナカの位

のコト也ト勲位クワンイと云ハ勲クワンハ勲功クワンコウと云軍イクサありシ高名タカナと云コト

もモいハひシ也ト勲功クワンコウありシ人ヒトの褒美ホウビハ勲位クワンイと云位イをシ依付ヨツケ

勲位クワンイハ勲クワン一等イツドウ勲クワン二等ニトウありシ勲クワン十二等ジュニトウありシ也ト

令ニ註ヲカヘタ
ル書アリ令義解
下云也故行ニア
リ又義解ト云モ
アリ是ハ故行ニ
バナシ

勲一等の人ハ正三位の下後三位の上ニ為居す又勲二等の人

ハ從三位の下正四位上の人ナリ上ニ為居す也其次ハ委細

令ニ註ヲカヘタ
ル書アリ令義解
下云也故行ニア
リ又義解ト云モ
アリ是ハ故行ニ
バナシ

皇正統記ニ云 北畠准后 親房卿依 上古ハ勲功ありて官位をすむ

ありて官位の外ニ勲位と云フ名を立テ一等より十二等

ありあり位の人ありて勲功たりて一等より六正

三位の下後三位の上ニ流しありて一等より又六位あり

流しにありて兼つるものあり

天子の御寢ありて御格子を執りて御寢ありて御寢あり

御寢ありて御寢ありて御寢ありて御寢あり

御寢ありて御寢ありて御寢ありて御寢あり

御寢ありて御寢ありて御寢ありて御寢あり

御寢ありて御寢ありて御寢ありて御寢あり

御寢ありて御寢ありて御寢ありて御寢あり

御寢ありて御寢ありて御寢ありて御寢あり

御寢ありて御寢ありて御寢ありて御寢あり

御寢ありて御寢ありて御寢ありて御寢あり

御寢ありて御寢ありて御寢ありて御寢あり

御寢ありて御寢ありて御寢ありて御寢あり

御寢ありて御寢ありて御寢ありて御寢あり

御寢ありて御寢ありて御寢ありて御寢あり

藏人の唐名ヲ侍

官職雜義ニ名ナリ

一職事シキジと云蔵人頭ハ勿論五位蔵人六位蔵人シキジもあつて

事シキジもあつても也早竟蔵人の別号あり

一陣チン乃唐又左衛門の陣チンあり云軍陣のよみて云一禁裏あり

役人出仕シキジも役所も列座シキジもを陣と云也陣ハ役所と云心

也陣ハ侍シキジもあつても也字あり人々おあり立侍シキジもあつても陣

と云也軍陣の陣も云あり

一禁裏キンリの紫宸殿シイデンを南殿ナンデンと云之御後ゴバを小廂東廂コシキと云也御

膳シキジ宿シキジを西廂と云也

一商賣シヤウバイあり者官位をアあるもの古コありものありシキジ室町将

軍義輝シキジのシキジ減亡シキジあり後誰シキジ存シキジ禁裏方シキジをある

百七代正親町院
が時代の事あり

先シキジの世シキジ者シキジあり私世シキジも朝夕シキジの御膳シキジもあつて

也あつて一時シキジ御シキジの商人シキジも賤シキジありをある一シキジ褒シキジ免シキジも官

位シキジもあつてけりシキジより始シキジりシキジも也シキジ以後シキジ信長シキジの代シキジも

りては家もゆつてもありと云

一三公シキジ九卿シキジと云唐土シキジの官シキジあり周シキジの代シキジハ大師シキジ大傳シキジ大保シキジ此

三シキジを三公シキジと云又少師シキジ少保シキジ也之シキジを三孤シキジと云又三シキジ也

云シキジ之シキジ少シキジハ三公シキジを佐シキジの官也又冢宰シキジ司徒シキジ宗伯シキジ司馬シキジ司寇シキジ

司空シキジ也六卿シキジと云三少シキジと六卿シキジとを合シキジせて九卿シキジと云也

日本シキジありハ太政大臣シキジ左大臣シキジ右大臣シキジを三公シキジと云大納言シキジ中納言シキジ

参議シキジを卿シキジト云日本シキジハ三卿シキジあり九卿シキジハあつても周シキジの官

相トモモ公卿
ヲモ

不あそくして三公九卿と云也早竟ウギヤウ公卿と云のを唐めさる

云詞也 日本ニテハ三位以上を多ク卿トリ少クハ中下ニテモ記シテハ臣トテハ大中納言參議のちやうりヲ托シテハ臣トシテハ臣トシテハ臣トシテハ臣ト

一月卿雲客トハ月卿ハ公卿をさして云雲客ハ教上人を云禁

中を天はあそく天子を日あそく存めくも也禁中

乃御教の事を雲の上と云公卿教上人を御あそく雲の上

人あそくも皆天はあそくして云候也

上達部トハ教上人をさるあり

百官ト云ハ禁中の事也禁中ハ百官禁中をさるあり

内ト云ハ内裏の事也内裏ハ内禁裏禁中禁裏禁廷朝廷也

云皆れあり事也又鳳闕ハ九重と云也

一朝廷天子の朝恩天子の朝政天子の朝議禁中ニテ事を朝敵天子の也

朝ト云ハ禁中をさる朝の字をみうごよむ也

一帝王皇帝天皇主上一人皆天子の御事あり

一東宮春官坊儲君太子皆天子の御嫡子也御事あり又皇太

子トモヤ也御世つぎと定めぬひは諸臣小つげあり也

儀式をさる行々を立坊節會と云也附太子は侍ス役

人を定めしむ役人を坊官と云

一新嘗會ト云ハ年々新嘗を祀るなり也御位つぎ

のひは初行りも大嘗會と云也大神奉也

水冬儀の四位と
 一 非冬儀の四位と
 一 非冬儀の四位と
 一 非冬儀の四位と

一 非冬儀と云ハ位をうりし官ありききを云前記しつる散位

乃の也非冬儀と書々すうりはうるふあふとよむと禁

裏の政事ありし官ありききを云前記しつる散位

右の非冬儀の
 冬儀ハ大中納

言冬儀と云ハ冬儀の位ありし官ありききを云前記しつる散位

一 職事散事と云事職事とははつとむと役儀ありし官

のつとむとむを云也勿論位もあり散事と云ハはつとむ

とむと役儀ありし官ありききを云前記しつる散位

散位の事あり
 職事の二字レキジトすめり蔵人の事

一 善通事定行事の事人品と都に記す

陰陽家といふは各家あり安倍氏と賀茂氏也安倍も土

御門と号し賀茂ハ勘解由小路と号す
 各宗ノ通字安倍ハ有ノ字
 又養ノ字ハ賀茂ハ在ノ字

解由小路ハ今禁裏あり終々々々末南都あり幸徳井と号す

昔ハ官位ヲ定行事ト云

無官大夫と云事官に無くしつる四位五位の位はうりて云けり

多々云也平敷盛ハ官に無くて位はうり五位ありし官無き

大夫敷盛と云也大夫といふ位五位の惣名也

一 議位とハ天子の御位と太子の御位と云也

一 受禪とハ太子父帝より天子の御位をゆつりけり云也

云也受禪と書々ゆつりけり云也

一遷位シノビハ天子の御位をありなきあやを云之遷位と書てハ
良ぬをありなくともむあり讓位シノビ乃事也

一公事コウジト云ハ武と禁裏キムリ内々ありおとありの御儀式キシキ公用コウヨウの
勅名也今時武家ブケありてサウロン論ロンを公事ト云ハあやあり之事
論をくクト云ハ口事ノ字ありク

一諸王シヨウワト云ハ皇ト云ハ高見王タカミノミ高望王タカノミ徑基王キミあどの勅を云之
天子の御子ハ親王の号を御免ありて親王ト云其親王の御子
を諸王ト云てハ名宗の下カミ王の字を付ててあり是天子
乃御孫也又ハ諸王也人目ヒトメ下シタありあを氏ウヂを給り
て姓セイを名宗ト云あり

親王の御子ハ皇平
ありの程ヲ出
下人目あり

一内親王ウチニニシト云ハ天子の御孫ハ親王ノ号ハ皇平ト云
一法親王ホウシンワウト云ハ天子の御子ハ出家ありあのては方ハツ親王の
号を御免ありて云也

一入道ニヨウダウ親王ト云ハ今世親王ありては方ハツ親王ト云佛
道ダウ入りあを云あり

一無品親王ムホンシンワウト云ハ親王の位をハ一位二位ト云ずト云一品
二品ありト云也品ハ位の事ハ御位ハ云ハ無品ト云ハ親王
ト云号バかりハ免ありて無品親王ト云也

一皇嘉門院スミハラカモンイン安嘉門院アンカモンイン建禮門院ケンレイモンインありト云ハ天子の位ハ法
ありの御母ハハありト云ハ門院ト云号を奉る也御

母ハハありト云ハ門院ト云号を奉る也御

立后リツコと云ハ中宮ナカミヤを皇后宮クハコノミヤに御位ミマシを命ノミを授けし事コト也

中宮ナカミヤハ御養ミマシ也皇后宮クハコノミヤハ皇太后宮クハコノミヤに御位ミマシを命ノミを授けし事コト也

一出居侍イツケシ待マシと云ハ禁中キンチュウ多オホクく公事コウジを行ユクりし時トキに座イハ席セキ小出コデを命ノミを授けし事コト也

侍従シヅマ也人数ヒトカズあはれあり其ソノ人ヒトは皆みな分ワケに任マシ也又擬侍キジシヅマ從シヅマ次ジ

侍従シヅマあはれと云ハ節會セチエあはれの時トキに當マシ分ワケに任マシ也常トドに侍從シヅマの

人数ヒトカズ不足ヒトカズを依ヨシてより不足ヒトカズを云也

一國司クニシと云ハ日本ニッポン六十六ヶ國イックニは六人ムツヒトの役人シヨウジンを命ノミを授けし事コト也

姓セイの諸願モトメ祈イハ願ガハシ等ナドを以モて年貢ネンキョウを命ノミを授けし事コト也京都キョウトに納ノウる

諸勤モトメ定サダメを命ノミを授けし事コト也軍役イクサノシヨウを命ノミを授けし事コト也

係ケイ自ミてハ各オノ家イヘの中ナカより人を命ノミを授けし事コト也

小役人コシヨウジン六人ムツヒトと云ハ大和國オホワケ守シヨウ人ジン一人ヒト乃ナラ大和守オホワケノシヨウジン也

大和守オホワケノシヨウジン一人ヒト乃ナラ大和守オホワケノシヨウジン也

大和オホワケ大目オホメ守シヨウ人ジン一人ヒト乃ナラ大和守オホワケノシヨウジン也

國クニ大國オホクニ上國ウヘクニ中國ナカクニ下國シモクニありて人数ヒトカズハ各多少オノオノ也

大抵オホトシ右ミダリの如ゴトシし諸國モロクニは右ミダリの役人シヨウジンの居イる役シヨウ也

と云也右ミダリの役人シヨウジンは年トシに受ウケ替カす也遠國トホクニハ年トシに受ウケ替カす也

本國ホクニハ天子テンシ此コノ如ゴトシし御養ミマシの右ミダリ大將オホシヨウ領朝ネンテウを平ヘイ

家イヘを命ノミを授けし事コト也後ノチに切キらるる事コト也

と云職シヨクを命ノミを授けし事コト也

より仰付く世多き
追捕使と云ハ謀反人執獲者をいふ事
後世の字ハ日本の中ニ其の事あり 其れよりし

了後鎌倉より守護職地頭職とあはげり武士を諸國へ

を守護地頭諸事をもつていさむる天子より其

を國司に付をも用ず武家のよりいさむるあり

是よりして日本も強はず武家奪ひて世あり

天子の名をり日本はありしあり也何事も後

鎌倉へいさむるありあり也以後鎌倉

將軍ありて京都將軍あり信長秀吉ありの代より孫

徳川ありて幕府武家八年の盛あり

一八の事出羽の秋田城外徳川あり又ハ按察使
を兼ル重き官也 相摸の三浦

運部
ハ相摸也三浦
ニ居住スル武士
ノ相摸也成文
ルノ三浦ト云
父モ以前相摸
ニ在リノ三浦
ト云ト云此
外ニ在リ

外下徳の千葉外上徳の上徳外古三助
ト号ス 伊豆の徳野外

賀の富樫外周防の外大内外遠江の外井伊外イハ
ト号ス 是をハ

云侍の面目とす官也上徳外秋田城ハ古代ノ正名也
其外ハ武家ノ俗ニ習ヒタルナリ

一内位外位の事内後五位下
外後五位下 官職難義云叙位入内ハ外階より内

階入るる也外階ハ五位ハ外後五位より姓の残さるる

直に後五位下ハ叙し傳て先外階ハ叙して内階 叙位下

叙する也叙位の時入内の勅文とて外記内階又入べき者記

し其系するを執筆叙する也中原 中家の外記ハ外階中一年

以後記申清家外記の外階ハ成るる翌年より勅文より

載る也後五位下ハ外階ありて當時ハ皆思傳り上

古ハ五位イハ何れも侍リ外正五位上外正五位下イハ侍作
也云古今著聞集卷六保延元年正月四日朝觀行幸中署拍ミマノ
光則多忠方シフノリ方オホ内位又叙す拍コト下姓コトより侍外
門カサ雅定卿マカサより侍光則忠方同日コト勸賞カサあり侍
叙爵オホす多アホハ朝臣アホあり侍内位又叙す拍コト下姓コトより侍外
位又叙す忠方上コト職コトより侍

貞丈云内位内階とも云外位外階トモ云多毛拍モ樂人ノ氏也多氏ハ朝臣ノ姓ニテ
實ニ拍氏ハ宿稱ノ姓ニテ職シキニ升レハ多ハ内位ニ叙シ拍ハ外位ニ叙シタル也
一國主コトと云号上古ハ無コト上古ハ國司あり國司ノ事
前ニ記ス頼朝乃侍
より諸國シテより護シテを與シテ是今世の國主の如シテ室町取力
比シテ何シテ何シテのシテ護シテと稱シテせシテ也

一今世國主の家人又其家子出入コトより侍コト若シテ人コト乃事コト成コト將
了コト大守コトと云号古ハコトあり侍也上古ハ上コト後上野常陸コトのコト國コトのコト者
又必親コト其コト地コト任コトせシテ侍也コト比コト字コト風コトのコト者コトあり侍コト其コト親コト王
者コト大守コトと云コト上コト後大守コト平人コトを大守コトと云コトハコトあり侍コト平人コトハ右
三コト字コト風コトのコト者コトあり侍コト權守コトあり侍也大守コトと云コトハコトあり侍コト其コト外コトの
風コトハコト親コト其コト地コト任コトせシテ侍

一布衣始名目抄ホウイ云太上皇尊號之後始ホウイ令ホウイ着御鳥帽子ホウイ云也
太上皇タジヨクハウトヨム太ノ字ヲ除テ上皇ト云フトキハ上ノ字スミテヨム也同コト也
太上皇尊号トハ天子御位ニ即キ玉ヒテ侍又ニ太上皇ト云フ号ヲ奉リ玉フ也其後太上
天皇ニ布衣始ト云事アリ侍在位ノ時ハ侍冠侍袍又時ニヨリテ侍直衣ヲ召スコトナル侍
際居コトナサレ太コト天皇ニ侍コト玉ヒテ侍後侍鳥帽子侍侍衣ヲ始テ召ルコトヲ布衣始ト云也侍在
位ノ時ハ侍鳥帽子侍侍衣ヲメサルコトハ侍コトナキコト也布衣トハ侍衣ノ事也名目抄ニ侍鳥
帽子ノ事ヲ云テ侍侍衣ノ事ヲ記シタマハサルハ名目抄ノ作者東山左大臣実熙公ノ在世

又安康正ノ比ニハ符衣ヲ召ル、夏ハ止テ
所烏帽子而並衣ヲ召ル、一ニナリシ歟

一北面始名目抄ニ云上皇之後始而被召置彼輩ヲ云也 彼輩トハ北面ヲ云也北面

ハ上皇ノ侍ナリ上北面ト云ハ五位ナリ下北面ト云ハ六位也此北面ノ侍ヲ始テ召置ル、ヲ北面始ト云ナリ

一殿下ト稱々々唐々々ハ皇后太子等をさして殿下ト云天子

をさして陛下ト云又同之義也日本々々も上古ハ皇太子を指
殿下ト云ひ也公式令々々々知るは後代ハ閑白を指

一殿下ト云々々々々ハ一條院の御代ハ御堂閑白道長
公ハ天子ノ御外戚カク權威甚強クハ詔諛のく道長を

をさして殿下ト稱々々々ハ閑白を指
白を殿下ト云々々々ハ閑白を指

一木鳥云官乃事官職秘抄の壺井義知が頭書ニ云木鳥之意係

説區々也皆不足信用必不可取也 大皇御世ニ事官ノ意ハ春宮舍人之中兼左右衛門

尉之者是木鳥也兼左者云左木鳥兼右者云右木鳥 右者ハ右ノ意ハ江家次方

其外實錄所見但木鳥之字義不分明俗説多皆不當也 何ニハ木鳥ト云フワケハ知ラズ

一番長ト云ハ義教公御元服記ニ云隨身番長一人番頭八人下

膳之御隨身五人ト云々々々々近衛府乃官外下役 近衛府乃官外下役將曹府

生番長近衛ト云役人あり此中番長近衛を隨々々々

近衛府あり六人ありある内八人弓馬の達者あり

一人隨身乃長き一々中一人隨身乃長き一々中一人隨身乃長き

長二字トモニ
ゴリヲニシテヤ
ウト云ナリ

一 考内してト云々事云々なり

一 執柄シツヘイ乃事攝政関白を執柄と云也ト云也換柄カシヘを取ト云云々執柄
と云也ト云也攝政関白あり給ふ家ハ五攝家の内あり給
ふ故ハ五攝家を云々執柄家と稱ト云也

一 武家を清花シヨウカ子シヨウカ准シヨウカ事南朝紀傳云應永五年戊寅今
年相國義滿武家の三職七頭を定む朝廷の五攝家七清
花シヨウカ子シヨウカト云三職ハ斯波細川畠山三管領多シヨウカり七頭ハ山
名一色土岐赤松京極上杉伊勢也ト云

貞丈雜記卷之四終

